



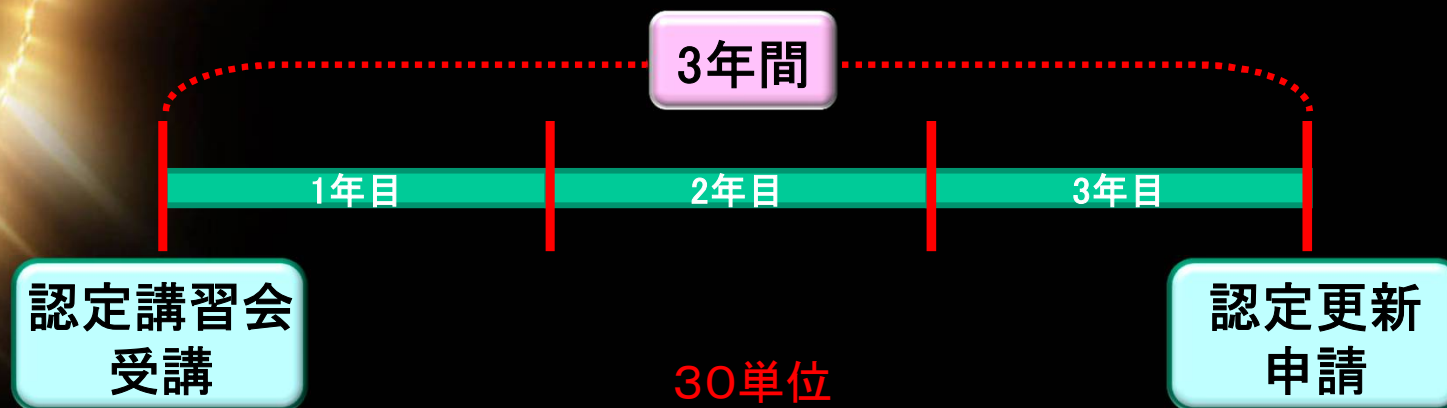
# 介護保険の改正と機能訓練指導員

介護保険担当 小原政幸

# 機能訓練指導員認定柔道整復師

- ・ 認定講習会受講(本講座)2日間
- ・ 認定申請
- ・ 3年間で30単位必要
- ・ 3年毎に認定更新
- ・ フォローアップ講習会受講が条件
- ・ 各種学術大会・研修会は5単位

# 初回の更新について

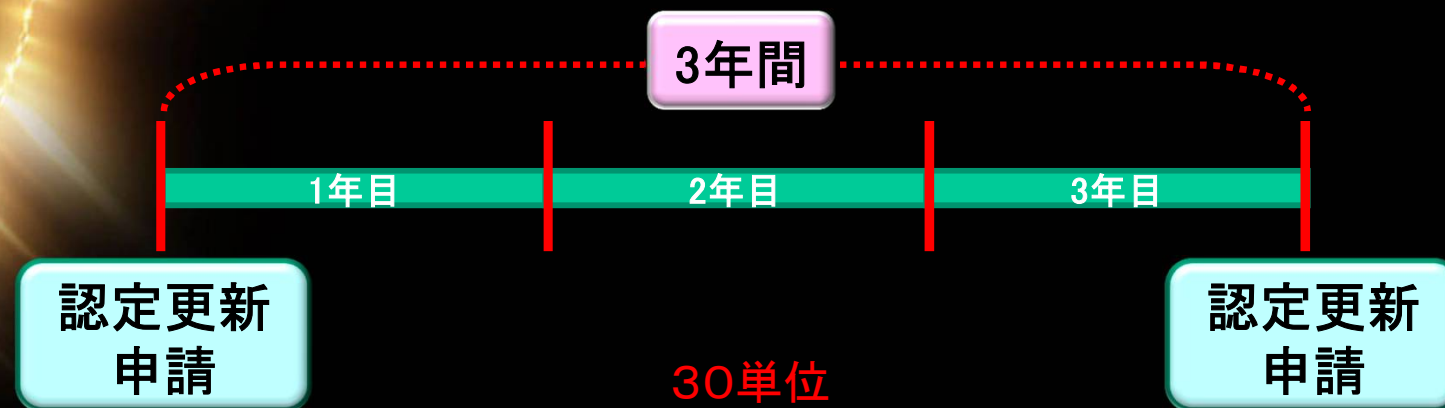


**10単位** 本講座受講(2日間)

**5単位**

フォローアップ講習会・日本接骨医学会出席  
ブロック学会・県学会・県学術講習会出席  
県独自介護関連講座出席

# 2回目以降の更新について



**10単位** フォローアップ講習会 (必須)

**10単位** 個別機能訓練指導員マニュアルによる自宅学習

**5単位** 日本接骨医学会出席・県独自介護関連講座出席  
ブロック学会・県学会・県学術講習会出席

# 運動機能向上事業

- ・ 介護保険の介護予防事業である
- ・ 平成24年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」となる
- ・ 各市町村により事業内容・事業形態が異なる
- ・ H22.8.6地域支援事業実施要項改定
- ・ H23.3.11二次予防実施方法、選定方法の例が公表

# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 事業創設背景

- ・ 要支援者に対する介護予防事業や配食・見守り等サービスも含めた、**生活を支えるための総合的なサービスが提供できていないことや、二次予防対象者に対して提供できるサービスが少なく、**予防に向けた取組みが進みにくいことが挙げられています。

# 介護予防・日常生活支援総合事業

## POINT

- ・ **市町村の裁量に任せられる部分が多い**ため、事業の実施有無にかかわらず、今後の地域支援事業への取り組み方も注目を集めることとなります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の対象者への予防給付サービス

二次予防対象者への介護予防事業

総合的

一体的

- ・ 保険給付外で行われていた地域支援事業のサービスの（介護予防事業や生活支援（配食・見守り等サービス）、権利擁護や、社会参加）を、市町村が主体となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能になります。



# 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 二次予防対象者
- ・ 従来の介護予防事業
- ・ 予防給付サービスのうち市町村が定めるサービス
- ・ 配食・見守り等サービス

全てのサービスを受けることも可能

# 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援対象者

- ・ 従来の予防給付
- ・ 総合事業のサービス

どちらかを選択

市町村が決定する

# 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業の実施有無を判断  
サービス提供

総合事業実施する

総合事業を実施しない

**地域の実情に応じた**  
サービス内容を定める

従来通り

サービス提供事業者を指定 サービスの費用、利用者負担の  
有無を設定

# 介護予防・日常生活支援総合事業

## 総合事業を**実施しない**場合

要支援1・2の対象者に対しては予防給付サービス  
二次予防対象者に対しては介護予防事業

## 総合事業を**実施する**場合

市町村は以下の事項を定めることとなります。

- ①地域の実情に応じたサービス内容
- ②サービスの費用
- ③利用者負担の有無
- ④サービス提供事業者の指定
- ⑤国保連合会への審査支払事務委託の有無

## まとめ

介護予防・日常生活支援総合事業は、各地方自治体(市町村)の**実情**に合わせて、実施する、しない、事業者をどこにするか、費用はいくらにするか、審査支払を委託するか、など**全て**を**市町村**が**決定**します。

各**地方自治体の考え方**により大きく状況が変わります。

ご清聴ありがとうございました

地域で作る

心 豊かで幸せな未来